

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第59号

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の選任方法)</p> <p>第8条 委員の選任は、議長が会議に諮って指名する。<u>ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>諮って</u>委員会の所属を変更することができる。<u>ただし、閉会中においては、議長が委員会の所属を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により委員会の所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項((常任委員の任期))の例による。</u></p> <p>(議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第11条の2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。<u>ただし、閉会中においては、議長が辞任を許可することができる。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(委員の選任方法)</p> <p>第8条 委員の選任は、議長が会議に<u>はかつて</u>指名する。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>はかつて</u>委員会の所属を変更することができる。</p> <p>3 <u>前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項((常任委員の任期))の例による。</u></p> <p>(議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第11条の2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。